○厚生労働省令第百五十二号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）、第五十三条の十六第一項第二号、第五十三条の十八第一項第一号ロ並びに第九十二条の二第三項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資産の部の区分）	（資産の部の区分）
第八十一条　（略）	**第八十一条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	３　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一　次に掲げる資産　流動資産	一　次に掲げる資産　流動資産
イ　（略）	イ　（略）
ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取	ロ　受取手形（通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取

引をいう。以下この款において同じ。）に基づいて発生した手形債権（破産更生債権等（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権をいう。以下この号において同じ。）で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）

ハ　事業未収金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）

ニ　所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下この二及び第百十八条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。ホ及び同条において同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。以下この項において同じ。）におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ～ヌ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　使用権資産（リースの対象となる資産を使用する権利をいう。以下この項において同じ。）（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、第一号ニに掲げるもの以外のもの

ニ～チ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）有形固定資産

イ～ヘ　（略）

ト　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件（リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

チ・リ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～ト　（略）

チ　リース資産（当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。）

リ　（略）

四　次に掲げる資産　その他固定資産

イ～ヘ　（略）

（新設）

（新設）

チ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、第一号ホに掲げるもの以外のもの

リ　使用権資産（リースの対象となる資産がヌに掲げるものである場合に限る。）

ヌ　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースに関する注記

十二　（略）

十二の二　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。第百十八条の二の二において同じ。）に関する注記

十三～十七　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

ト　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第八十二条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～リ　（略）

ヌ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル・ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ホ　（略）

ヘ　ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの

ト・チ　（略）

（注記の区分）

第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一～十　（略）

十一　リースにより使用する固定資産に関する注記

十二　（略）

（新設）

十三～十七　（略）

2　（略）

（リースに関する注記）

第百十八条　ファイナンス・リースの借手である組合が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合の個別注記におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項

2　（略）

（賃貸等不動産に関する注記）

第百十八条の二の二　賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。

一　賃貸等不動産の状況に関する事項

二　賃貸等不動産の時価に関する事項

2　連結注記を作成する組合は、個別注記における前項各号に掲げる事項の記載を要しない。

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

第百十八条　リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引の借主である組合が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一～三　（略）

四　前各号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（金融商品に関する注記）

第百十八条の二　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　（略）

二　金融商品の時価等に関する事項

2　（略）

（新設）

（共済事業兼業組合の子会社の範囲等）

第二百二十二条　（略）

2　法第五十三条の十六第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～六　（略）

七　機械類その他の物件を使用させる業務（次に掲げる要件の全てを満たす契約に基づき行われる業務であつて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又は使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、若しくは当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額並びに固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用である利子及び手数料の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

八～十四　（略）

（共済事業専業組合の子会社の範囲等）

第二百二十七条　（略）

2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十四　（略）

七　リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ　使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

八～十四　（略）

（共済事業専業組合の子会社の範囲等）

第二百二十七条　（略）

2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～十四　（略）

十五　機械類その他の物件を使用させる業務（次に掲げる要件の全てを満たす契約に基づき行われる業務であつて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又は使用期間の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであつて、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、若しくは当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされているものであること。

ロ　使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額並びに固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用である利子及び手数料の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十六～二十八　（略）

3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新消費生活協同組合法施行規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

十五　リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて、厚生労働大臣が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。）

イ　使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ　使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ　使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十六～二十八　（略）

3　（略）

３　決算関係書類及び連結決算関係書類に初めて新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新消費生活協同組合法施行規則第百十三条の二第一項第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号において同じ。）の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）を除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明